

大阪公立大学等授業料等支援制度「府制度（所得制限なし）」Q & A	1
■制度について	1
Q 1：所得制限が撤廃されますが、マイナンバー情報の提出は必要ですか。	1
Q 2：大阪府の制度のみの申請で授業料全額無償になりますか。	1
■支援対象となる要件について	1
Q 3：支援の対象となる学生の範囲を教えてください。	1
Q 4：過去に休学等の理由で留年になった場合、新制度（所得制限なし制度）の支援対象になりますか。	1
Q 5：大学院で長期履修制度を利用する場合は支援の対象になりますか。	1
Q 6：大阪府在住要件について教えてください。	2
Q 7：両親の在住要件は満たしているが、学生本人のみ認定留学（※1）または交換留学（※2）時に住民票を異動してしまった場合、申請可能でしょうか。	2
Q 8：大学院に入学するまでの期間や年齢に関する制限等がありますか。	2
Q 9：大学に入学するまでに2浪、または3浪している場合は、申請は出来ますか。	2
Q 10：学部・学域生です。1年生の時に半期休学しました、新制度（所得制限なし	3
制度）の申請は可能ですか。	3
Q 11：学業成績に関する要件について、学部・学域生の要件Bで「α.取得単位数が標準単位数以上であること。（標準単位数の算定等の考え方については、国制度における扱いと同様とする）」と書いてあるのですが、算定方法を具体的に教えてください。	3
Q 12：GPAは学部・学域全体で見られるのか、学科・学類で見られるのか、課程の生徒で見られるのかどちらでしょうか。	3
Q 13：自身の成績がGPA上位1/2以上かどうかの確認方法を教えてください。	4
Q 14：医学部医学科のGPA上位1/2以上かどうかはどうやって確認できますか？	4
■単身赴任等について	4
Q 15：生計維持者（父母）が離婚（調停中含む）或いは別居状態にあり、学生本人は母と ...	4
同居し、父は他府県に住民票がある場合は対象外ですか。	4
Q 16：父親が単身赴任で他府県に居住している場合は支援の対象外ですか。	4
Q 17：親が雇用先の会社命令による海外赴任の場合、申請は可能でしょうか。またその場合、府内在住要件の確認に必要な書類はなんのでしょうか。	5
Q 18：【学部・学域生のみ】親が海外赴任のため、マイナンバーを提出できない場合、どうすればよいのでしょうか。	5
■国制度の申請について	5
Q 19：収入が国制度の対象となりますが、資産の合計が基準額を超過しています。その場合は、大阪府の制度で支援を受けることが出来ますか？	5
■その他	5
Q 20：現在大阪府の無償化制度の支援を受けていますが、新制度（所得制限なし制度）に新たに申請する必要はありますか。	5
Q 21：マイナンバー提出書のセットの封筒に「マイナンバーを利用した申請は、原則として、地方住民税の申告が必要です。」と記載がありますが、学生本人が申告するのですか。	5
Q 22：申請書類のうち、一部該当する書類（住民票の除票や単身赴任の辞令など）について申請受付日に原本の提出が難しいのですが、その書類のみ遅れて提出することは可能ですか？	6
Q 23：現在、日本学生支援機構の貸与型奨学金を利用して学費を納付しています。新制度の申請	

要件に該当していますので、貸与型奨学金は継続しなくてもよいでしょうか。	6
■申請（手続き）に関する問い合わせ	6

大阪公立大学等授業料等支援制度「府制度（所得制限なし）」Q & A

■制度について

Q 1：所得制限が撤廃されますが、マイナンバー情報の提出は必要ですか。

A 1：府制度の支援区分に該当するかの確認のため、学部・学域生はマイナンバー情報の提出が必要です。マイナンバー情報による所得判定の結果、国制度の支援区分に該当する場合は、学生ポータル（UNIPA）にて連絡します。

Q 2：大阪府の制度のみの申請で授業料全額無償になりますか。

A 2：【学部・学域生】国制度の支援区分に該当する場合、府制度と国制度の両方に申請することで全額無償となります。国制度と府制度は別制度となり、自動的に申請となるものではありません。支援を希望される場合は、それぞれの制度の申請を行う必要があります。

【大学院生】大学院生の場合、申請要件を満たしている場合は、大阪府の制度のみで全額無償となります。

■支援対象となる要件について

Q 3：支援の対象となる学生の範囲を教えてください。

A 3：令和6年度から所得制限を段階的に撤廃し、令和8年度に全学年で授業料等の無償化を予定しています。令和7年度は、以下の学生が対象となります。

- ・学部学域生2年生から4年生（6年制の場合、2年生から6年生）
- ・大学院（博士前期または修士課程）1・2年生
- ・法科大学院2・3年生
- ・大阪公立大学高専本科5年生・専攻科2年生

上記に在籍予定の者で、修業年限内で卒業・修了が見込まれる者が対象となります。

※留学生は除きます。

以下の理由で留年となった者は支援の対象外となります。ただし、下記に該当することなく、過去に病気等の理由で休学し、修業年限内で卒業・修了する見込みのある者は制度の対象となります。

- ① 過去に学業不振等により進級ができず留年となった者
- ② 在籍期間が修業年限を超過し留年となった者

Q 4：過去に休学等の理由で留年になった場合、新制度（所得制限なし制度）の支援対象になりますか。

A 4：病気等の理由で休学をした期間を除く、在学月数が以下を満たす場合は、申請が可能です。（2025年4月1日基準）。ただし、支援は最短修業年限までとなります。

- ・学部・学域 在学月数12か月以上
- ・大学院 在学月数縛りなし

Q 5：大学院で長期履修制度を利用する場合は支援の対象になりますか。

A 5：対象となります。ただし、職業を有している場合や修業年限を超える年次は対象となりません。

Q6：大阪府在住要件について教えてください。

A6：学生本人及びその生計維持者（原則、父母）が、最初に新制度（所得制限なし制度）の対象となる年度の4月1日（今回は2025年4月1日）を基準日として、3年以上前から引き続き大阪府内に住所を有していることが要件となります。

Q7：両親の在住要件は満たしているが、学生本人のみ認定留学（※1）または交換留学（※2）時に住民票を異動してしまった場合、申請可能でしょうか。

A7：申請可能です。申請者（学生本人）と生計維持者（原則父母）及び扶養親族等全員（続柄記載のもの）に関する市町村発行の住民票の写し（発行日から3か月以内、マイナンバーの記載がないもの）を提出していただき、住所を確認させていただきます。

その他の休学による留学については認められません。

※1 認定留学 学術交流協定に基づく交換留学以外の形態で在学期間中に海外留学をする場合、一定の条件を満たすことにより、在学しながら留学することが認められる制度です。留学先で取得した成績は、審査を経て大学の単位として認定される場合があります。

※2 交換留学 交換留学とは、大学の学術交流協定締結校に1学期間または1年間留学するプログラムです。大学に在学したまま海外留学でき、留学先で取得した成績は、審査を経て大学の単位として認定される場合があります。

Q8：大学院に入学するまでの期間や年齢に関する制限等がありますか。

A8：原則、大学院入学時の前年度末年齢が24歳までの者で、大学等を卒業した後、引き続いて大学院に入学した者が対象となります。ただし、以下の場合は「1年を経過していない者」として支援対象となります。

① 研究生を経て大学院に入学する場合

大学を卒業した後、引き続いて大阪公立大学大学院の研究生となり、さらに引き続いて同大学院に入学した場合は、支援対象となります。（対象となる者は大阪公立大学大学院及び大阪公立大学工業高等専門学校の研究士とし、対象となる期間は1年とします。）

該当する場合は、出身大学の卒業証明書を申請書類と共に大学へ提出してください。

② 留学及び病気による休学を経て大学院に入学する場合

大学を卒業した後、引き続いて大阪公立大学大学院に入学した者のうち、大学院入学時の前年度末年齢が25歳の者について、大学在学中に留学または病気のために1年間休学した者については、支援対象となります。

該当する場合は、在学期間証明書（大学指定様式）を申請書類と共に大学へ提出してください。

Q9：大学に入学するまでに2浪、または3浪している場合は、申請は出来ますか。

A9：高等学校等を始めて卒業した年度の翌年度の末日から、大学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者が申請可能です。2浪までは申請可、3浪は申請不可です。

例) 令和7年（2025年）入学生の場合

令和5年（2023年）3月に高等学校を卒業→令和7年（2025年）度末までに入学した者

Q10：学部・学域生です。1年生の時に半期休学しました、新制度（所得制限なし制度）の申請は可能ですか。

A10：申請するにあたり、学生等の要件を満たしていること、かつ在学月数12か月以上（2025年4月時点・大学院生の場合）あることが必要です。2025年度4月に2年生に進級したとしても在学月数を満たしていない場合は申請ができません。在学月数12か月を満たした時点で申請可能となります。2025年後期の時点で在学月数を満たす場合は、10月（秋季）に申請を行ってください。その場合の、在住要件基準日は、2025年4月1日となります。
 なお、休学期間によっては、個別に対応しなければならない場合もありますので、必ず学生課にご相談ください。

Q11：学業成績に関する要件について、学部・学域生の要件Bで「a.取得単位数が標準単位数以上であること。（標準単位数の算定等の考え方については、国制度における扱いと同様とする）」と書いてあるのですが、算定方法を具体的に教えてください。

A11：高等教育の修学支援新制度（国制度）の在学新規採用時の学業成績に関する要件は以下の①②いずれかのとおりです。
 ①在学する大学等における学業成績について、GPA（平均成績）等が上位1/2以上であること
 ②次のいずれにも該当すること
 a.修得単位数が標準単位数※以上であること
 ※ 標準単位数＝卒業必要単位数÷修業年限×申請者の在学年数
 ※標準修得単位数については学生ポータル（UNIPA）を確認してください。
 b.学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

ただし、継続申請時、①又は②に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が適格認定の基準において「廃止」に該当する場合には、支援の対象外となります。

【学業成績の基準】

廃止（支援打ち切り）

次の1～4のいずれかに該当するとき

- 1.修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと
- 2.修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること
- 3.履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること
- 4.次の【参考】に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること

【参考】

文部科学省 HP＞高等教育の修学支援新制度について＞【学業成績・学修意欲に係る要件】

標準修得単位数は進級・卒業に必要な単位数となります。進級要件は各学部・学域の履修概要等で確認をしてください。

Q12：GPAは学部・学域全体で見られるのか、学科・学類で見られるのか、課程の生徒で見られるのかどちらでしょうか。

A12：学部・学域/学科・学類/学年別の算出となります。

Q13：自身の成績がGPA上位1/2以上かどうかの確認方法を教えてください。

A13：通算GPA1/2 基準値は毎年度4月に大阪公立大学の学生ポータルサイト（学生Nav i）にて公開します。ご自身の成績は学生ポータルサイトに確認してください。

Q14：医学部医学科のGPA上位1/2以上かどうかはどうやって確認できますか？

A14：医学部医学科に在籍する学生（2021年度以前入学）は、GPAによる算出ができないため、過去において留年することなく進級している者であれば申請が可能です。

■単身赴任等について

Q15：生計維持者（父母）が離婚（調停中含む）或いは別居状態にあり、学生本人は母と同居し、父は他府県に住民票がある場合は対象外ですか。

A15：生計維持者は原則父母ですが、父と学生本人が同一生計であると認められない場合は、母（1名）が生計維持者となり、学生本人と母について、府内在住要件を満たしていることが確認できる場合は支援対象となります。なお、この場合は、事実関係が確認できる書類の提出を後日求める場合があります。

Q16：父親が単身赴任で他府県に居住している場合は支援の対象外ですか。

A16：学生本人及びその生計維持者（原則父母）が、最初に新制度（所得制限なし制度）の対象となる年度の4月1日を基準として3年以上前（※）から引き続き大阪府内に住所を有していることが要件となりますが、生計維持者の一方が勤務地の関係（雇用先の会社の命令による単身赴任等）で別居し大阪府外に在住している場合、学生本人及びもう一方の生計維持者の在住要件を満たすことが確認できる場合は対象となります。

その場合、雇用先の会社の命令による単身赴任のため、やむを得ず他府県に居住していることについて、会社の発行する証明書（辞令の写し等）の提出により確認できることが必要です

※現在、会社命令に基づかない単身赴任（会社を創業した取締役など）や家族の事情（介護等）により、生計維持者の一方が他府県に在住している場合は支援対象外となります。

ただし、認められる・認められないにかかわらずケースによっては個別に判断が必要とするケースもありますので、判断がつかない場合は学生課窓口までご相談ください。

※会社命令に基づく単身赴任であっても、単身赴任をする者が大阪府に居住しないまま、単身赴任をした場合は対象外となります。

Q17：親が雇用先の会社命令による海外赴任の場合、申請は可能でしょうか。またその場合、府内在住要件の確認に必要な書類はなんでしょうか。

A17：申請は可能です。生計維持者の一方が勤務地の関係（海外赴任等）で別居し雇用先の会社の命令により海外に赴任している場合、学生及びもう一方の生計維持者が在住要件を満たしている必要があります。ただし、生計維持者の両者とも単身赴任している場合や、本人と生計維持者が一度も一緒に大阪府内に在住しないまま単身赴任されるなど、一部在住要件が認められないケースもございますので、適宜ご相談ください。

海外赴任をされている生計維持者については別途書類が必要となります。

新規申請の場合は、府内在住要件の確認のため、住民票、単身赴任の辞令（会社発行の証明書・英文その他言語の場合は和訳が必要）、海外赴任者の住民票の除票の3点を提出してください。

継続申請の場合は、住民票、単身赴任の辞令（会社発行の証明書）の2点を提出してください。

また、いずれの場合も状況に応じて追加で書類の提出をお願いする場合があります。

【学部・学域生のみ】海外赴任のため所得の確認（減免額算定基準額の算出・判定）ができない場合は、上記の書類を提出するとともに、国制度の申請を必ず行ってください。（関連QA21）

Q18：【学部・学域生のみ】親が海外赴任のため、マイナンバーを提出できない場合、どうすればよいでしょうか。

A18：【学部・学域生のみ】海外赴任のためマイナンバーの提出ができない場合は、国制度の判定結果をもとに、大阪府の支援額を決定するため、国制度を必ず申請してください。

■国制度の申請について

Q19：収入が国制度の対象となりますが、資産の合計が基準額を超過しています。その場合は、大阪府の制度で支援を受けることが出来ますか？

A19：資産要件で基準額が超過するため、国制度の申請ができない場合は、必ず学生課にご相談ください。

■その他

Q20：現在大阪府の無償化制度の支援を受けていますが、新制度（所得制限なし制度）に新たに申請する必要がありますか。

A20：現在支援を受けている場合、継続手続きを行うことにより、次年度の新制度（所得制限なし制度）予算が成立した際に自動的に新制度（所得制限なし制度）の新規申請と読み替える予定です。必ず期間内に継続手続きを行ってください。

Q21：マイナンバー提出書のセットの封筒に「マイナンバーを利用した申請は、原則として、地方住民税の申告が必要です。」と記載がありますが、学生本人が申告するのですか。

A21：課税対象となる所得のある方が年末調整や確定申告を行っていない場合、マイナンバーで課税情報の確認が出来ませんので、市町村役場において申告が必要となります。課税対象となる所得のない方については、いずれか一方の生計維持者の税法上の扶養に入られていることが確認でき

る場合は、申告の必要はありません。

Q22：申請書類のうち、一部該当する書類（住民票の除票や単身赴任の辞令など）について申請受付日に原本の提出が難しいのですが、その書類のみ遅れて提出することは可能ですか？

A22：提出に該当する書類は原則すべて、申請受付時に提出してください。ただし、やむを得ない理由で提出が出来ない場合は、事前に学生課に連絡のうえ、申請受付時に提出可能日をお知らせください。

Q23：現在、日本学生支援機構の貸与型奨学金を利用して学費を納付しています。新制度の申請要件に該当していますので、貸与型奨学金は継続しなくてもよいでしょうか。

A23：新制度（所得制限なし制度）に申請いただいた場合、与型奨学金の辞退を検討される際には、現時点の判断ではなく、新制度（所得制限なし制度）の申請結果通知後にご検討いただくことを推奨いたします（2024年度2月申請の場合）。

■申請（手続き）に関する問い合わせ

杉本キャンパス学生課 学生サポートセンター1階 経済支援担当
中百舌鳥キャンパス学生課 A3棟1階 奨学金担当
（平日9時から17時）
gr-gks-fusien@omu.ac.jp
※お問い合わせの際は学籍番号・氏名の明記をお願いいたします。



メールフォーム